

ID: 5387

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	共同募金会に対する解散命令		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第121条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第121条の規定による。 (共同募金会に対する解散命令) 第121条 第30条第1項の所轄庁は、共同募金会については、第56条第8項の事由が生じた場合のほか、第114条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至った場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日